平成２７年（フ）第６４号
宮崎県延岡市大貫町３丁目710番地４
債務者　中野　允滋
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第６５号
宮崎県延岡市大貫町３丁目710番地４
債務者　中野千穂美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第８９号
長崎県佐世保市十郎新町２番14号　十郎原住宅５－503、前住所長崎県佐世保市名切町313番地７　フドウ名切206
債務者　土井　　栄
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　久典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３号
秋田県大館市川口字洞バミ45番地161
債務者　春日佐恵子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２５０号
茨城県水戸市鯉淵町5141番地の12
債務者　生頭　貴子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４６号
茨城県つくば市花畑３丁目25番地８　ボヌール・フルールＡ－103
債務者　菅野　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
茨城県つくば市花畑３丁目25番地８　ボヌール・フルールＡ－103
債務者　菅野　明菜
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
千葉県袖ケ浦市久保田207番地３
債務者　木幡　雄三
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６４号
千葉県袖ケ浦市久保田613番地
債務者　玉木　正博
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６８号
千葉県君津市久留里市場350番地１　県営住宅１－501
債務者　鴇田　淳一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１２７号
長野市大字北尾張部608番地10　グランディーサクラ７号
債務者　太田　　学
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
長野市大字北尾張部608番地10　グランディーサクラ７号
債務者　太田　房江
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
長野市青木島町青木島乙733番地　コーポスバル206
債務者　八町　敏治
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
長野県松本市蟻ケ崎３丁目４番Ｅ－203号　県営住宅
債務者　小𠮷　麻美（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５４号
三重県名張市すずらん台東３番町60番地
債務者　井亀　　操
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１７６号
滋賀県草津市南笠東２丁目８番28－301号　林ポンプクリート社宅
債務者　永井光夫こと　金　　光夫
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
大津地方裁判所民事部